

# 第6章 誘導施策の検討

## 1. 誘導施策の分類

誘導施策は、立地の適正化に関する基本的な方針に基づき、次のとおり実施します。

### 【基本方針1】交通拠点施設と誘導施設の整備等による都市機能の集積・誘導

#### ① 拠点性を高める都市機能の集積・強化

都市拠点

##### ■まちの「心臓」の機能強化



- ・都市拠点の既存施設の立地を活かし、交通拠点や商業施設、観光案内、クリニックモールや子育て支援施設等の地域内外の人がワンストップサービスを受けられる複合施設の整備を推進します。
- ・空き家や空き店舗等のリノベーションや低未利用地・公的不動産の有効活用を図り、中心市街地の活性化を図ります。
- ・都市拠点と筆の軸において食や風景・体験等のコンテンツを連携させ、回遊性の向上を図ります。
- ・用途地域の見直しや都市計画提案制度の活用など必要な都市計画の見直し等を行い、医療・商業・子育て支援等の都市機能の誘導を図ります。
- ・熊野の歴史や文化を体験し、熊野を故郷として感じてもらえるように地域祭りやイベントの支援、エリアマネジメントの支援、ふるさと教育を行います。

#### ② 町の魅力を高める新たな都市機能の創出

都市空間

##### ■まちを彩る「ドレス」をつくる



- ・都市機能誘導区域において、地域住民の意向を加味し、誘導施設の維持・誘導に関わる補助等のインセンティブを検討します。
- ・誰もが居心地良くあるきたくなるまちとするために、街路や公園・広場、民間の空地等の官民のパブリック空間をウォーカブルな人を中心の空間へ転換します。
- ・都市拠点の周辺にパークアンドライドを設けまちなかに侵入する車両の通行規制を検討します。
- ・町全体の賑わいを創出するため、観光や地域の情報発信や各種イベントを開催するとともに管理運営のための体制づくりを官民共創で進めます。

### 【基本方針2】 安全で生活の利便性の高い区域への居住の誘導

居住地（市街地）

##### ■まちの「身体」の体质改善



#### ① 市街地住環境の向上による居住誘導

- ・適切な土地利用の推進や居住のための都市基盤の整備等により、良好な居住環境の形成を図ります。
- ・居住を誘導するために、日常生活に必要な機能の誘導を行います。
- ・子育て世帯や高齢者向けの住宅等の多様な世代のニーズに応じた居住環境の提供を促進します。
- ・空家や低未利用地等の既存ストックを有効活用します。
- ・UIJ ターン者等への定住に関する情報提供・相談、支援制度の拡充を検討します。

#### ② 災害リスクの高い区域からの居住の誘導

防災・減災

##### ■まちを護る「ヨロイ」の強化



- ・災害リスクの低いエリアに居住を誘導します（災害リスクの高いエリアは居住誘導区域から除きます）。
- ・災害リスクの高いエリアについては市街化区域から市街化調整区域への編入を進めます。
- ・災害リスクの高いエリアから居住誘導区域内の転居支援等について検討します。

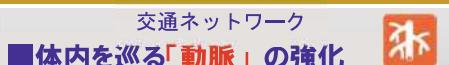
### ③ 市街地周辺の田園住宅地への新たな居住の誘導



- ・空き家等を活用し、自然に囲まれたゆとりある居住環境を提供します。
- ・美しい自然環境の中で暮らしが持続的にできるように周辺の山林の維持、農地の保全を進めます。
- ・東部地域では、豊かな自然環境、営農環境を活かしたコミュニティを形成するまとまりのある居住地とします。

## 【基本方針 3】地域交通ネットワークの強化・刷新・再構築

### ① 地域交通のリ・デザイン(利便性と持続可能性の向上)



- ・都市機能誘導施設等との近接化・一体化した新たな交通結節点を整備します。
- ・路線バスの再編、鉄道や路線バスの乗継の改善により、町内や周辺自治体とのネットワークを強化します。
- ・おでかけ号の見直しや、医療・福祉や商業事業者、地域住民との協働により、町内での移動ニーズに対応した移動手段の確保を推進します。
- ・若者や子育て世代、高齢者などの利用者に応じた公共交通の利用促進を図ります。

### ② 多様な交通環境の充実



- ・P&R・C&R・K&R※環境の向上（複数交通モードのシームレス化）を図ります。
- ・狭隘な道路網に対応した小回りの利く移動手段の利用環境の整備を推進します。
- ・自動運転や移動サービスにおける先進技術(MaaS等)を活用した交通サービスの向上を促進します。
- ・地域交通共創事業の取組を継続します。

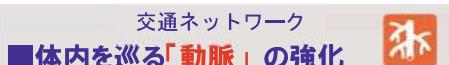
※P&R・C&R・K&R

P&R：パークアンドライド（車で駅等の交通結節点まで行きそこから公共交通で移動する方法）

C&R：サイクルアンドライド（自転車で駅等の交通結節点まで行きそこから公共交通で移動する方法）

K&R：キスアンドライド（車等の送迎で駅等の交通結節点まで行きそこから公共交通で移動する方法）

### ③ 広域連携軸の強化



- ・(主) 矢野安浦線、(一) 濑野呉線の機能強化や(主) 矢野安浦線バイパス及び(一) 濑野呉線バイパス、(主) 吳平谷線の整備を促進します。
- ・(都) 萩原線の整備、町道深原公園線などの改良を進めます。
- ・町内移動のしやすさや公共交通の定時運行を確保するため、広域連携軸への接続に関わる町道出来中溝線、町道中溝萩原線、町道城上垣内線などの改良を進めます。

各事業は、国や県の支援事業の活用を図り事業を推進します。現時点で想定される国の支援事業を次に例示します。

- ・都市構造再編集中支援事業
- ・地域公共交通再構築事業
- ・まちなかウォーカブル推進事業
- ・空き家再生等推進事業
- ・暮らし・にぎわい再生事業
- ・広島型ランドバンク事業

- ・都市・地域交通戦略推進事業
- ・都市再生整備計画事業
- ・集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業
- ・空き家対策総合支援事業
- ・都市防災総合推進事業
- ・広島県移住・マッチング支援事業

## 2. 誘導施策

基本方針ごとに、誘導施策を設定します。

### 【基本方針 1】交通拠点施設と誘導施設の整備等による都市機能の集積・誘導

#### ① 拠点性を高める都市機能の集積・強化

都市拠点  
■まちの「心臓」の機能強化



誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね 5 年	中期 概ね 10 年	長期 概ね 20 年	
複合施設の整備の推進	バス待合室、パークアンドライド駐車場、病院・クリニックモール、屋内子ども遊戯施設、集合住宅等からなる複合施設の整備を促進	▶			中央
中心市街地の賑わいづくり	商店街の活性化や空店舗・空家・低未利用地の活用、リノベーションの推進	▶			中央
誘導施設の誘導	診療所や飲食施設等の誘導施設の誘導	▶			中央
広域幹線道路沿道の計画的な市街地誘導	広域幹線道路整備に合わせた沿道の計画的な市街地の誘導	▶			全町
都市基盤の整備	道路・公園等の都市基盤の整備の推進	▶			全町
公的不動産の民間による有効活用	低・未利用地や公園等の公有地における民間活力を利用した施設整備やにぎわいの創出	▶			全町
空き家を活用した施設への補助	空き家を活用した飲食店や子育て施設などの施設整備の支援（空き家の改修や取得に対する補助制度の創設）	▶			全町
利便性の高い地域活動拠点づくり	既存公共施設の有効活用、施設の移転の推進・促進、広域交通ネットワークの整備の推進	▶			西部 東部
筆の里工房やその周辺の魅力の向上	筆の里工房周辺に観光交流拠点と都市公園を整備、周辺との回遊性の向上を図るために新たな交通の確保（誘導区域外）	▶			中央
用途地域の見直し	適切な土地利用を誘導するために必要に応じて用途地域の見直しの検討	▶			中央
道路沿道のサービス施設の誘導	中心市街地等において熊野筆等の家内工業施設との共生を図りながら道路沿道へのサービス施設の誘導	▶			全町
ふるさと教育の推進	学校教育等と連携した地域活性化の推進	▶			全町
エリアマネジメントの取組みの創出	地域住民自ら地域の価値を維持・向上させる取り組みの支援	▶			全町

② 町の魅力を高める新たな都市機能の創出

誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね 5 年	中期 概ね 10 年	長期 概ね 20 年	
都市施設に関わる既存の立地支援の見直し	高齢者支援や子育て支援などに係る施設整備に対する既存の立地支援の見直し（立地場所を補助要件や審査項目に追加し、拠点への立地促進（拠点外の立地抑制）などを検討）				全町
創業支援の充実	空き家・空き地に関する物件情報の提供や各種支援によるコミュニティビジネスや新規創業の促進のための創業にチャレンジする事業者の支援				全町
新規開業医等に対する支援金の支給（施設整備費等）	医療人材の確保や施設整備等への支援				全町
商業施設の販促支援	小売店舗のキャッシュレス化、デリバリー・テイクアウトサービスの導入等の支援				全町
大型商業施設や魅力ある施設の誘致	都市機能誘導区域への大型商業施設や魅力ある施設の誘致				中央
ウォーカブルな空間へ転換・先導	街路、公園、広場、民間空地等の官民のパブリック空間をウォーカブルな人を中心の空間へ転換・先導				中央
中溝の商店街通りの通過交通の抑制	中心市街地の交通規制の導入や周辺部の低未利用地をパークアンドライドとして整備するなど、まちなかに侵入する車両の通行規制を図る手法を検討				中央
観光推進体制の強化	地域おこし協力隊の受け入れや行政と地域が連携した取り組みの推進、観光協会の創設等を検討				全町
魅力ある観光・交流の推進	町内観光モデルコースの設定、バスツアーの実施やイベントの実施、観光情報の発信等の推進				全町

## 【基本方針 2】 安全で生活の利便性の高い区域への居住の誘導

居住地（市街地）

■まちの「身体」の体質改善



### ① 市街地住環境の向上による居住の誘導

誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね 5 年	中期 概ね 10 年	長期 概ね 20 年	
区画道路・避難路の確保	災害ハザードエリアから安全なエリアへ円滑に避難ができる道路整備を推進			▶	全町
通学路の狭隘道路の拡幅、安全確保	児童や生徒の通学に対する安全確保に資する狭隘道路を拡幅			▶	全町
公園・広場等の地区施設の確保	平時の防災教育や非常時の安全確保に資する防災空地、冠水が発生する箇所周辺に調整池等の都市基盤施設の整備を推進			▶	全町
快適な歩行者空間の確保	歩道整備やカラー舗装整備による歩車分離等、快適な歩行者空間の確保			▶	全町
河川・道路・公園等の維持管理への支援	地域住民による河川・道路・公園等の維持管理（ラブリバーアイデア制度・マイロード制度、市民緑地制度・公園報奨金制度等）への継続支援			▶	全町
子育て支援住宅、子育て世帯支援	子育て世代の住宅の取得（新築・購入）支援、子育て世代向けの有料賃貸住宅等の整備			▶	全町
高齢者向けの住宅や支援施設の整備	高齢者ニーズに応じた住宅整備（サービス付き高齢者向け住宅等）・改修（バリアフリー化等）の支援			▶	全町
熊野町転入促進プロジェクトの推進	住むならくまのの継続、支援制度のPR、地元の若者居住者に対する定住支援の推進			▶	全町
空き家対策の推進	空家対策計画の策定・空き家条例の制定及びこれらに基づく空き家バンクの活用等の対策の推進			▶	全町
県営住宅の建替えや跡地利用	県営熊野住宅北ブロックの建替えの促進、県営熊野西住宅の跡地利用について県と検討を行い、良好な居住環境を活かした住宅団地の整備を促進			▶	西部
コーポラス熊野住宅の再整備	老朽化が進行するコーポラス熊野住宅の建替えについて、民間活力を導入する等の検討			▶	西部

誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね 5 年	中期 概ね 10 年	長期 概ね 20 年	
木造住宅の耐震改修の促進	町民が安心して住み続けられるように木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用を一部補助する				全町
低未利用地活用支援（ランドバンク事業の推進）	空き家、空地等の低未利用地の調査及び有効活用支援の実施（一定規模・期間以上の低未利用地所有者等への指導なども視野に検討）				全町
定住に関する情報提供・相談の充実	相談窓口の設置やマッチング支援、HP や SNS の活用、町内の不動産事業者等と連携した空き家情報の提供など				全町
定住支援制度の検討	卒業後の U ターンを条件とした有利な奨学金助成制度の設立など				全町
広島県移住・マッチング支援事業	東京圏からの UI ターン人材の呼び込み				全町
雇用創出	働く場所を確保するため、工業系用途地域における企業立地の促進				全町
緑地協定・建築協定等の導入を促進	良好な居住環境を形成するために、計画的に開発された住宅地に緑地協定・建築協定等の導入を促進				全町

## ② 災害リスクの高い区域からの居住の誘導



誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね 5 年	中期 概ね 10 年	長期 概ね 20 年	
居住誘導促進プロジェクトの推進	居住誘導区域内の空き家活用、耐震改修の促進、災害ハザードエリアの居住者への移住支援金等				全町
介護事業所等の居住誘導区域への移転	空き家施策と連携し、災害ハザードエリアからの介護事業所等を居住誘導区域への移転の促進				全町
居住誘導区域の運用	居住誘導区域の周知徹底、届出制度の運用を図り、適切な居住の誘導				全町

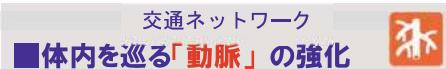
③ 市街地周辺の田園住宅地への新たな居住の誘導



誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね 5 年	中期 概ね 10 年	長期 概ね 20 年	
都市農地の保全・活用	農地の計画的な活用の推進や簡易な農地取得の方法の確立と農地利用の促進、家庭菜園等での身近な利活用の促進			▶	全町
森林環境譲渡税の活用 (人材育成、担い手確保等)	グリーンインフラの創出（森林の保全・利用）		▶		全町
田園環境を活かした地区外からの住民の呼び込み	移住する若者への補助金等の新設及び安全な場所への新しい住宅（農地付住宅等）の誘導		▶		全町
営農者支援	農業が好きな方に農地や農業機具を貸し出す仕組みの創設と広報の推進		▶		全町
地産地消の推進	町内産農産物の認知度向上や利用拡大を図るため、買える場所・食べられる場所の情報の見える化を図るとともに、農家レストランの開設支援などを検討		▶		全町

### 【基本方針3】地域交通ネットワークの強化・刷新・再構築

#### ① 地域交通のリ・デザイン（利便性と持続可能性の向上）



誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね5年	中期 概ね10年	長期 概ね20年	
公共交通拠点と複合施設の整備	役場周辺に新たな交通結節機能を担う公共交通拠点（営業所・待合室）とパークアンドライド、公園・広場等の交流機能等との近接化・一体化した複合施設の整備を検討				中央
周辺自治体との公共交通連携の強化	広島市・呉市方面への通勤・通学等の交通利便性の向上のための路線バスダイヤの見直し等による鉄道やバス路線間の接続改善				全町
公共交通の利便性の向上による利用の促進	乗車券システムを利用した乗り継ぎ割引などの公共交通の利便性の向上による利用促進				全町
コミュニティバスの運行の継続	町内を循環するおでかけ号の運行の継続を図りつつ、利用促進を図るためのきめ細やかなルート設定、運行に係る情報発信等の実施				全町
官民連携による持続可能な移動手段の確保	公共交通であるタクシーの活用策や、公共交通以外（福祉関係車両等）との連携など、地域住民の移動手段を検討				全町
観光地とのアクセス性の改善	公共交通拠点↔筆の里工房周辺エリアの公共交通手段の確保（アクセス改善）				中央

※赤字は都市機能誘導に関する施策、青字は居住誘導に関する施策

## ② 多様な交通環境の充実

■体内を巡る「動脈」の強化



誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね 5 年	中期 概ね 10 年	長期 概ね 20 年	
公共交通の環境整備	交通事業者等との協議による新たなバス駐車場の整備				全町
安全・安心で快適な歩行者・自転車の移動環境の形成	主要施設を結ぶ移動ルートや通学・通勤ルートへの歩道等の整備による安全・安心な道路空間の提供、都市拠点施設周辺等におけるバリアフリー化の推進				全町
新技術を見据えた交通のあり方の検討	20年・30年先を見据えた自動運転などの町内外の移動環境の検討				全町
公共交通による地域活性化マネジメント	地域住民の意見を取り入れた交通計画の策定と実行（熊野町地域公共交通計画）や熊野町地域公共交通活性化協議会との連携による交通マネジメントの実施				全町

※赤字は都市機能誘導に関する施策、青字は居住誘導に関する施策

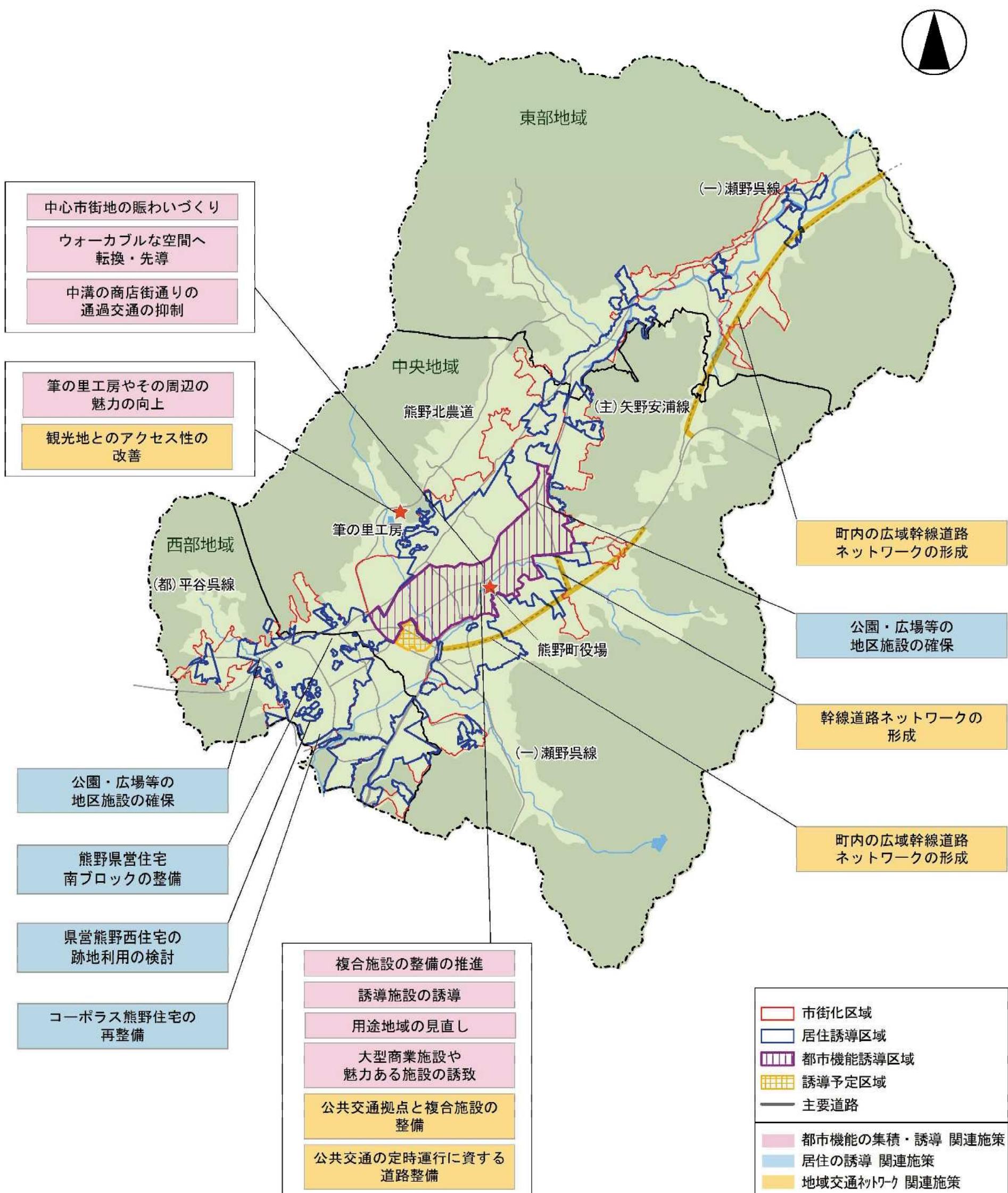
## ③ 広域連携軸の強化

■体内を巡る「動脈」の強化



誘導施策	施策の概要	施策の実施時期			対象地域
		短期 概ね 5 年	中期 概ね 10 年	長期 概ね 20 年	
圏域の広域幹線道路ネットワークの形成	国道2号広島南道路、広島呉道路4車線化、(主)呉平谷線上二河～此原工区、(都)焼山押込線焼山北工区・焼山北～焼山泉ヶ丘工区、(一)矢野海田線西明神町～寿町工区の整備を促進				全町
町内の広域幹線道路ネットワークの形成	(主)矢野安浦線、(一)瀬野呉線の機能強化や(主)矢野安浦線熊野バイパス工区及び(一)瀬野呉線深原バイパス工区の整備を促進				全町
幹線道路ネットワークの形成	(都)萩原線の整備、町道深原公園線などの改良、県道の幹線道路と主要町道を結ぶ生活道路の整備(新設・拡幅)				全町
広域幹線道路の接続、公共交通の定時運行に資する道路整備	町道出来中溝線、町道中溝萩原線、町道城上垣内線などの改良(ボトルネックの解消)				中央
道路交通安全対策の実施	農道熊野北線の速度規制、熊野団地でのゾーン30の指定(速度規制、規制表示標識等の設置)、通過交通の交通制限等を検討				全町

※赤字は都市機能誘導に関する施策、青字は居住誘導に関する施策



■ 施策図